

定住自立圏の形成に関する協定の一部  
を変更する協定書

宇佐市・中津市

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

宇佐市（以下「甲」という。）と中津市（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年11月2日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年11月2日締結）の一部を次のように変更する。

第二編中第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

### 第二章 スポーツの振興

（取組の内容）

第9条の2 スポーツの振興及び圏域住民の健康づくりを促進するため、圏域にあるスポーツ施設の機能を維持し、及び強化するとともに、連携してスポーツ大会等を開催する。

2 圏域住民の多様なスポーツニーズに対応して圏域にあるスポーツ施設の効率的な利活用を図るため、特色のある又は拠点となるスポーツ施設について相互利用を促進する。

（甲の役割）

第9条の3 甲は、甲の区域内にある必要なスポーツ施設の機能を維持し、及び強化する。

2 甲は、乙及び関係自治体を実施する各種スポーツ大会のPR活動等に協力する。

3 甲は、圏域住民の競技力を向上し、及びそのスポーツに対する関心を高めるため、乙及び関係自治体と連携してスポーツ大会を誘致し、又は開催する

とともに、トップレベルの選手によるスポーツイベント等を実施する。

- 4 甲は、甲の区域内にある施設について、乙及び関係自治体の住民が利用する場合に、甲の住民が利用する基準と均衡を図る。

(乙の役割)

第9条の4 乙は、乙の区域内にある必要なスポーツ施設の機能を維持し、及び強化する。

- 2 乙は、甲及び関係自治体を実施する各種スポーツ大会のPR活動等に協力する。

- 3 乙は、圏域住民の競技力を向上し、及びそのスポーツに対する関心を高めるため、甲及び関係自治体と連携してスポーツ大会を誘致し、又は開催するとともに、トップレベルの選手によるスポーツイベント等を実施する。

- 4 乙は、乙の区域内にある施設について、甲及び関係自治体の住民が利用する場合に、乙の住民が利用する基準と均衡を図る。

- 5 乙は、圏域にあるスポーツ施設の各種情報を集約して、定住自立圏専用サイトで情報発信する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が各自記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年3月25日

甲 大分県宇佐市大字上田1030番地の1  
宇佐市  
宇佐市長

是永修治 

乙 大分県中津市豊田町14番地3  
中津市  
中津市長

新貝正勝 

立会人 宇佐市議会

議長

衛藤博幸 

立会人 中津市議会

議長

武下英二 